

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 丸和工業株式会社(法人番号1030001062110)
業者の住所 : 埼玉県北本市宮内5-351
- 2 指名停止措置期間 : 令和7年5月15日 から 令和7年5月28日 まで(2週間)
- 3 指名停止措置の範囲 : 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者は、令和5年9月2日、茨城県猿島郡五霞町における倉庫・事務所増築工事において、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じず、労働者が2階床面の開口部から転落し死亡する工事関係者事故を発生させた。この件について、上記有資格業者及び上記有資格業者の従業員は、令和6年11月12日、労働安全衛生法違反により古河簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄) 付表第1

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2月以内